

処分基準

平成29年3月12日作成

法 令 名 : 道路交通法
根拠条項 : 第75条の2第2項
処分の概要 : 放置車両に係る車両の使用制限命令
原権者（委任先） : 徳島県公安委員会
法令の定め : 道路交通法施行令第26条の8（車両の使用制限の基準）
処分基準 : 別添のとおり
問い合わせ先 : 徳島県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 電話 088-622-3101 内線 5124：5125
備考 :

別添

放置車両に係る車両の使用制限命令の処分量定の基準

1 用語の意義

この基準において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(1) 納付命令

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第51条の4第5項に規定する同条第4項本文の規定による命令をいう。

(2) 基準日

徳島県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が法第51条の4第1項の規定により標章が取り付けられた車両の使用者に対し納付命令をした場合において、当該納付命令に係る標章が取り付けられた日をいう。

(3) 車両の使用者

車両を使用する権原を有し、その運行を支配し、管理する者をいう。法人の使用車両については、当該法人が車両の使用者として、法第75条の2第2項の規定による車両の使用制限命令を受ける客体となる。

(4) 車両

法第51条の4第1項に規定する車両をいう。

(5) 放置関係使用制限命令

法第75条第2項（同条第1項第7号に掲げる行為に係る部分に限る。）又は法第75条の2第2項の規定による命令をいう。

2 処分期間

道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「令」という。）第26条の8に規定する車両の使用の制限の基準に該当することとなった車両の使用者に対する使用制限命令の処分期間の具体的量定は、当該使用者の前歴の回数、基準日前6月以内に受けた当該車両を原因とする納付命令の回数及び車両の種類に応じ次の表に定める期間を超えない範囲内で行うものとする。

前歴の回数		な し			1 回		2回以上	
納付命令の回数		3回	4回	5回以上	2回	3回	4回以上	1回以上
車両の種類	大型自動車、中型自動車、準中型自動車、大型特殊自動車及び重被牽引車	30日	40日	50日	60日	70日	80日	3月
	普通自動車	20日	30日	40日	40日	50日	2月	2月
	大型自動二輪車、普通自動二輪車、小型特殊自動車及び原動機付自転車	10日	15日	20日	20日	25日	1月	1月
<p>備考1 この表において「前歴の回数」とは、公安委員会が納付命令をした場合において、当該納付命令を受けた車両の使用者が、基準日前1年以内に当該車両の使用の本拠において使用する車両の運転について、放置関係使用制限命令を受けた回数をいう。</p> <p>2 この表において「納付命令の回数」とは、基準日前6月以内に行われた納付命令の回数をいう。</p>								

3 加重要件

2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、その悪性に照らして2に定める期間の範囲内において、相当な範囲で処分期間を加重することができる。

- (1) 車両の使用者が違法駐車行為を命じ、若しくは容認したとき又はこれらに準ずる行為をしたとき。
- (2) 車両の使用者が放置駐車違反を誘発するような行為をしたとき。

4 軽減要件

2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合で、車両の使用者の運行管理の改善が期待できるときは、2に定める期間の2分の1を超えない範囲内で処分期間を軽減することができる。

- (1) 使用制限命令により公共輸送力の確保に著しい影響を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (2) 前歴（基準日前1年以内に放置関係使用制限命令を受けた経歴をいう。以下同じ。）及び免除歴（基準日前1年以内に次条による使用制限命令の免除を受けた経歴をいう。以下同じ。）がなく、かつ、使用制限命令を受ける車両の使用者が使用する車両数が少ないため、事業活動等に著しい支障を生ずるおそれがあると認められるとき。
- (3) その他情状酌量すべき事情があるとき。

5 免除要件

2の規定にかかわらず、次のいずれにも該当するときは、使用制限命令を免除することができる。

- (1) 前歴及び免除歴がないとき。
- (2) 基準日前6月以内に受けた納付命令の回数が3回で、かつ、使用制限命令を決定しようとする時点において、すべての納付命令について放置違反金（法第51条の4に規定する放置違反金をいう。）の滞納がないとき。
- (3) 車両の使用者が具体的な再発防止策を提示している場合等、放置駐車違反を防止するための運行管理の顕著な改善が十分に期待できるとき。